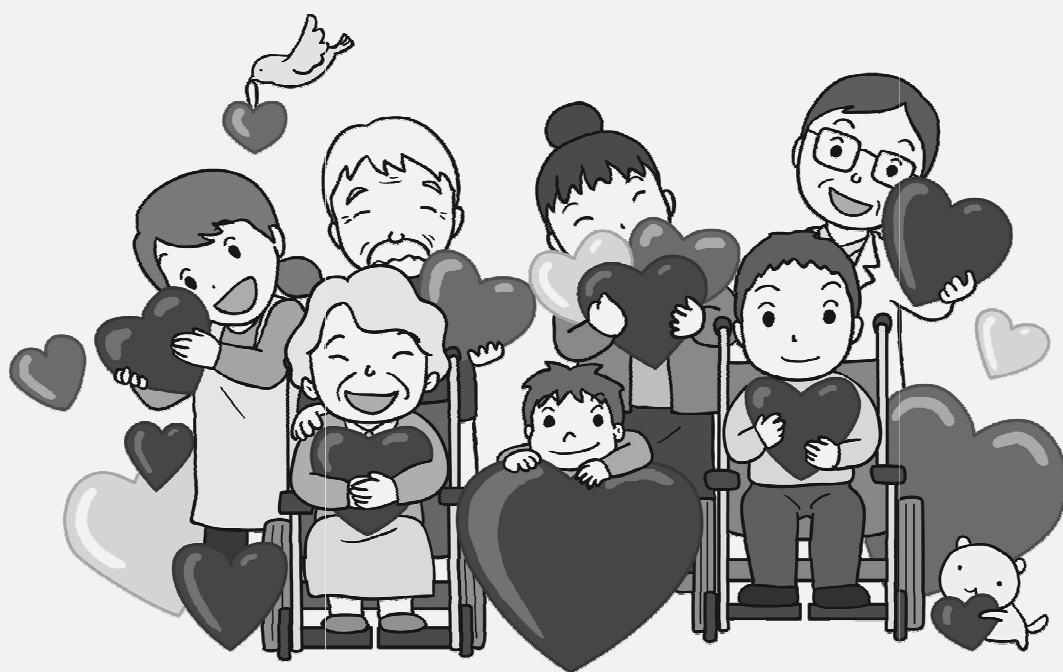


浜田市障がい福祉計画 (第4期)

計画期間:平成 27 年度～平成 29 年度



島根県 浜田市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
	(1) 組織体制	3
	(2) 関係団体調査	3
第2章	障がい福祉サービス等の提供体制の整備	4
1	障がいのある人等の状況	4
	(1) 人口の推移	4
	(2) 将来推計人口	4
	(3) 手帳（身体・精神・療育）所持者数等の推移	5
2	平成29年度に向けた目標値	6
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
	①平成25年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	6
	②平成25年度末時点と比較した施設入所者の減少数	6
	(2) 地域生活支援拠点の整備	7
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等	7
	①就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数	7
	②就労移行支援事業の利用者数等	7
3	障がい福祉サービス・相談支援	9
	(1) 第3期計画の実績と課題	9
	(2) 平成29年度までの実施サービスと見込み量	14
	①訪問系サービス	14
	②日中活動系サービス	15
	③居住系サービス	17
	④相談支援	18
	⑤障がい児支援	19
4	地域生活支援事業	20
	(1) 第3期計画の実績と課題	20
	(2) 平成29年度までの実施事業と見込み量	24
	①相談支援事業	24
	②住宅入居等支援事業	24
	③意思疎通支援事業	25

④手話奉仕員養成研修事業.....	25
⑤日常生活用具給付等事業.....	26
⑥移動支援事業.....	26
⑦地域活動支援センター事業.....	27
⑧日中一時支援事業.....	27
⑨社会参加促進事業.....	28
⑩成年後見制度利用支援事業.....	28
5 サービス見込み量確保と相談支援体制の強化.....	29
(1) 業者への参入促進.....	29
(2) 人材の育成と資質向上の推進.....	29
(3) 相談支援体制の充実・強化.....	29
(4) 障がいのある人に対する虐待の防止.....	29
第3章 計画の推進体制.....	30
1 計画の進捗管理.....	30
2 市民参画の推進.....	30
3 関係機関の連携.....	30
第4章 資料編.....	31
1 浜田・江津圏域の障がい者虐待対応連携図.....	31
2 浜田圏域自立支援協議会設置要綱.....	32
3 浜田市保健医療福祉協議会規則.....	34
4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿.....	36
5 障がい者福祉専門部会委員名簿.....	37

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成25年4月1日にそれまでの「障害者自立支援法」を改正し施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）はその理念として「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」とうたっています。

「浜田市障がい福祉計画（第4期）」（以下、「本計画」という。）は、この理念を実現するため、「障害者総合支援法」第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即して策定するものです。同時に、「浜田市総合振興計画^{※1}」の大綱Ⅰ『健康でいきいきと暮らせるまち』における施策大綱『高齢者・障がい者にやさしい環境づくり』に沿い、「浜田市障がい者計画」に定める『一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち』を実現していくために策定するものでもあります。

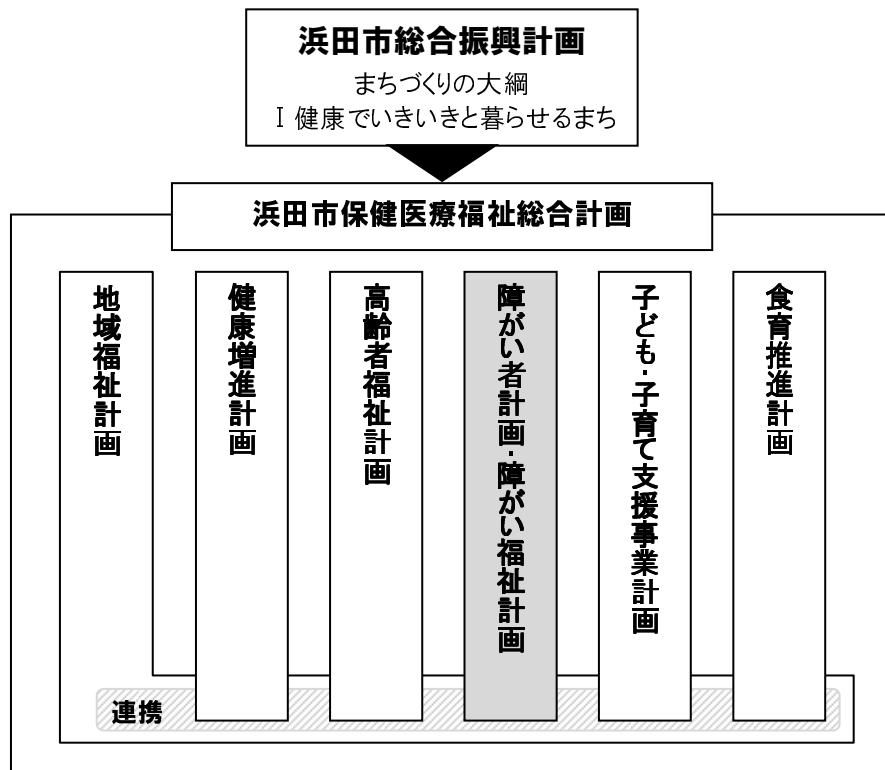
地域において必要な「障がい福祉サービス」および「相談支援」「地域生活支援事業」が計画的に提供されるよう、平成29年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標を設定し、各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく計画であり、「浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市保健医療福祉総合計画」を上位計画とし、「浜田市地域福祉計画」「浜田市健康増進計画」等各種計画との整合を図りながら、障がい者・児のサービスの提供体制の確保や推進のための基本となる計画です。

策定にあたっては、基本指針を踏まえ、浜田市保健医療福祉協議会の障がい者福祉専門部会、浜田圏域自立支援協議会、関係者団体の意見を反映し、「浜田市障がい者計画」との調和を図りました。

※1 「浜田市総合振興計画」：長期的な視点から本市の将来像を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性などを総合的、体系的にまとめた計画のこと。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、平成 29 年度に見直しを行い、平成 30 年度からの第 5 期計画を定めます。

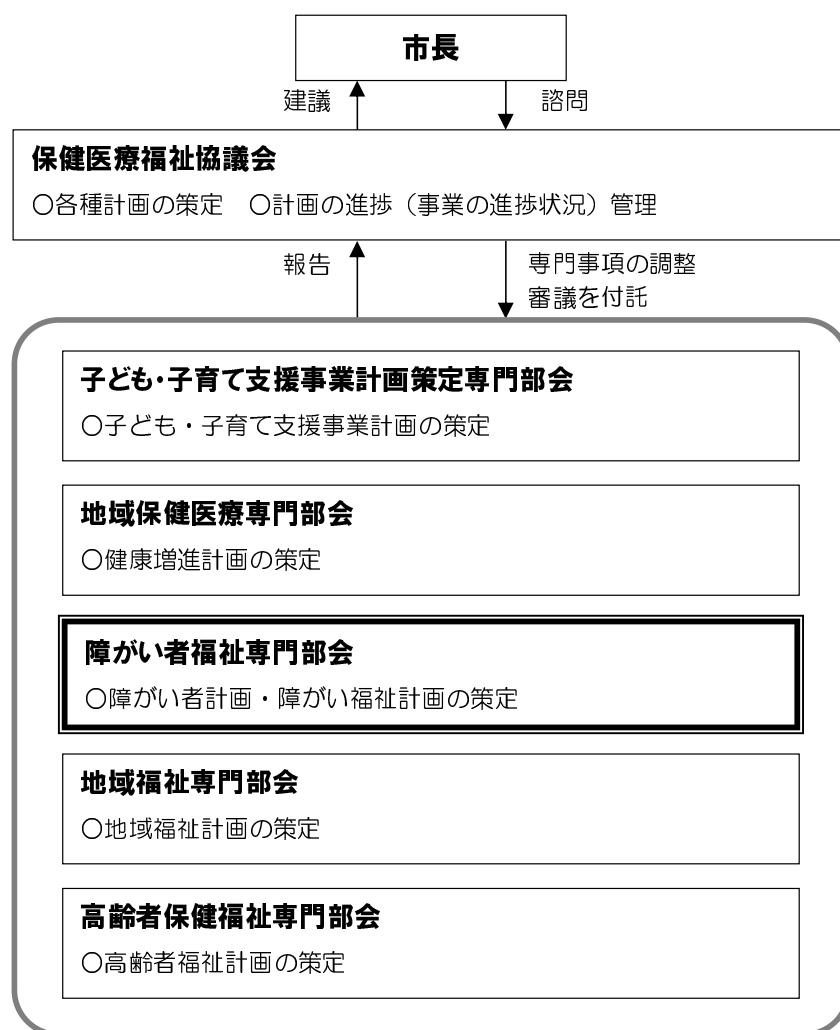
なお、本計画については、年 1 回以上、数値目標等の実績を把握・分析・評価、必要に応じ計画変更等の措置を取ることとします。また、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するためにも、必要に応じて見直しを行います。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前期計画	障がい者計画					次期計画
第 3 期計画			障がい福祉計画（第 4 期）※今回策定分			第 5 期計画

4 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会および浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。また、関係部局および島根県とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(2) 関係団体調査

障がいのある人の支援をしている障がい福祉サービス事業者および相談支援事業者等の関係機関から、障がいのある人のサービス利用状況や生活実態等の課題を把握する目的で関係団体調査を実施しました。

調査対象	障がい福祉サービス事業者をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等
調査方法	調査票の郵送配布・回収
調査時期	平成26年9月
調査票配布・回収数	配布先: 101 回収数: 66 (回収率: 65.3%)

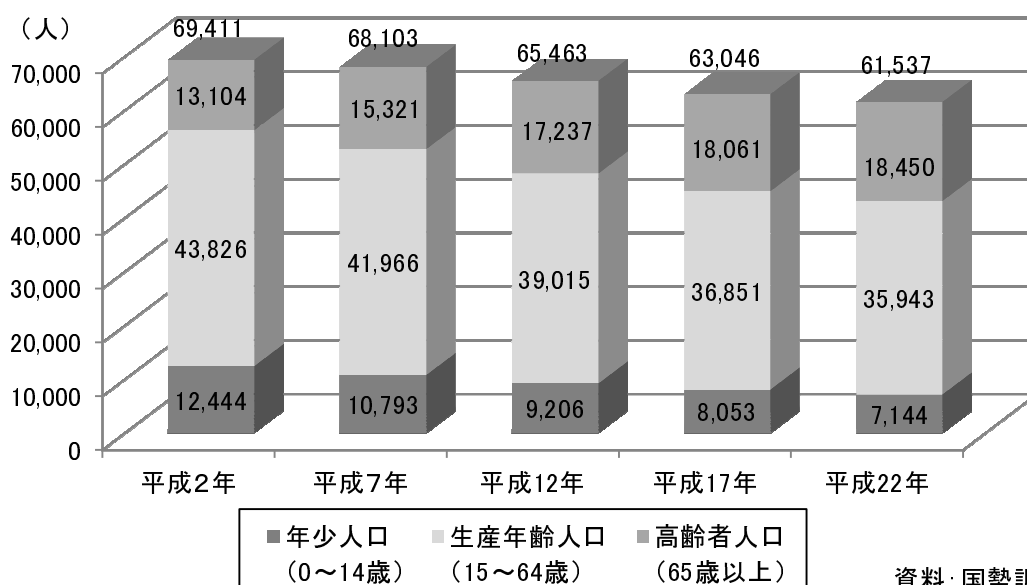
第2章 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

1 障がいのある人等の状況

(1) 人口の推移

国勢調査にみる総人口は年々減少しています。人口構成をみると、年少人口および生産年齢人口が年々減少する一方で高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行が伺えます。

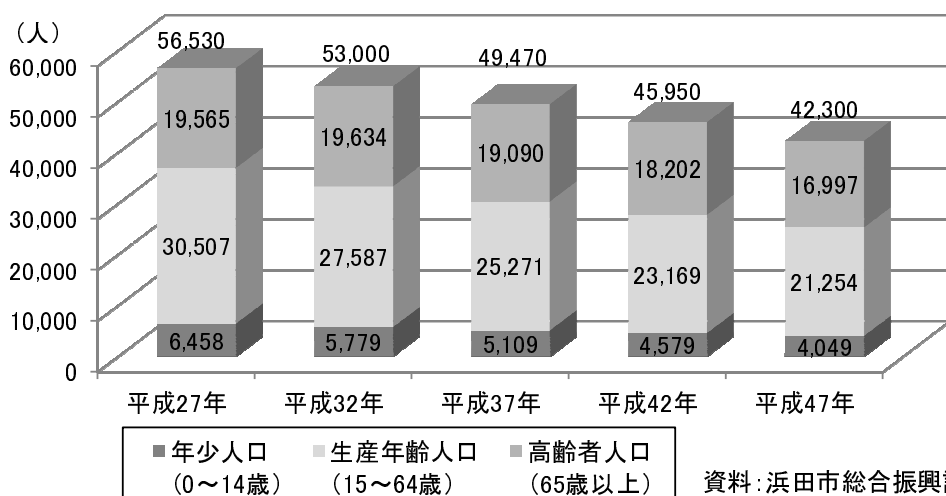
住民基本台帳による平成26年3月31日現在の総人口は57,778人となっています。



※平成22年人口には島根あさひ社会復帰促進センターの入所者1,692人を含む。

(2) 将来推計人口

将来推計人口では、総人口は一貫して減少する見込みとなっています。高齢者人口は増え続け、平成32年をピークに減少に転じると推計しています。



※推計人口には島根あさひ社会復帰促進センターの入所者数を含まない。

(3) 手帳（身体・精神・療育）所持者数等の推移

平成21年から平成26年における各手帳の所持者数等は、次のとおり推移しています。身体障害者手帳所持者は概ね減少傾向、療育手帳所持者は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

平成26年3月31日現在の総人口に対する手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳で5.5%、療育手帳で1.1%、精神障害者保健福祉手帳で0.8%となっています。

自立支援医療（精神）受給者数は増加傾向にあります。

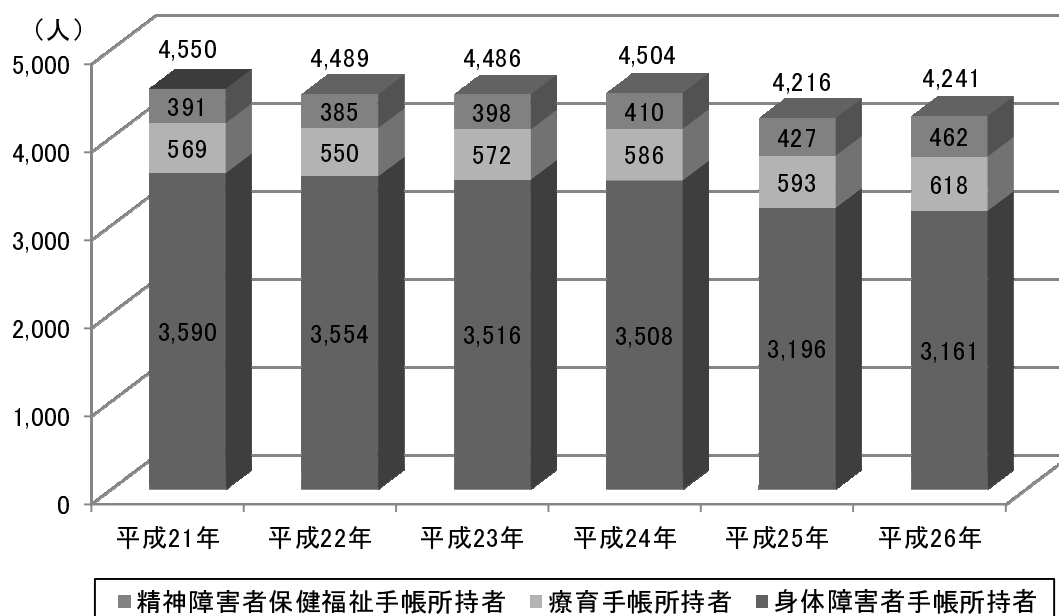
■手帳所持者数等の推移

単位：人

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳	3,590	3,554	3,516	3,508	3,196	3,161
療育手帳	569	550	572	586	593	618
精神障害者保健福祉手帳	391	385	398	410	427	462
合計	4,550	4,489	4,486	4,504	4,216	4,241
自立支援医療（精神）受給者数	944	988	1,083	1,129	1,157	1,182

資料：島根県立心と体の相談センター ※各年3月31日現在

※平成24年以前と平成25年以降では所在不明高齢者の取り扱いが異なる。



2 平成 29 年度に向けた目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成 25 年度末の施設入所者数	100 人
平成 29 年度末の目標値	12 人
目標値設定に関する基本指針	平成 29 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとする。
目標値設定にあたっての考え方	基本指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%である 12 人を地域生活に移行する者の数として設定。

②平成 25 年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成 25 年度末の施設入所者数	100 人
平成 29 年度末の目標値	4 人
目標値設定に関する基本指針	平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。
目標値設定にあたっての考え方	基本指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の施設入所者の 4%である 4 人を施設入所者の減少数として設定。

目標達成に向けた取り組み

- 福祉施設から地域生活への移行を支援するため、地域生活を希望する人に対して、自立訓練（生活訓練）等のサービスを提供します。
- 地域の生活の場として必要となる共同生活援助（グループホーム）等については、社会福祉法人等に対して必要な支援を行い、設置を推進します。
- 地域での日常生活を支援するため、事業者への参入促進を図り、訪問系サービス等サービスの量と質の確保、地域活動支援センター等の機能強化を促進します。

(2) 地域生活支援拠点の整備

平成 29 年度末の目標値	1か所
目標値設定に関する基本指針	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも1か所を整備。
目標値設定にあたっての考え方	基本指針を踏まえ設定。

目標達成に向けた取り組み

○本市に所在する、地域相談支援を併設するグループホームや障がい者支援施設の現況や、市在住者の地域生活への移行を勘案し、必要な機能の整備を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労する者の数

平成 24 年度の一般就労への移行実績	2人		
平成 29 年度末までの目標値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	3人	4人	4人
目標値設定に関する基本指針	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。		
目標値設定にあたっての考え方	基本指針および過去の実績等を踏まえ、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍である4人を就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定。 なお、期間中各年度における就労移行支援事業等利用者の一般就労移行者数の目標も上記のとおり定めた。		

②就労移行支援事業の利用者数等

ア 就労移行支援事業の利用者数

平成 25 年度末の利用者数	9人
平成 29 年度末の目標値	15人
目標値設定に関する基本指針	平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加すること。
目標値設定にあたっての考え方	基本指針および過去の実績を踏まえ、平成 25 年度末における利用者数の6割増加の 15 人を就労移行支援事業の利用者数として設定。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成 29 年度末の目標値	100.0%
目標値設定に関する基本指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
目標値設定にあたっての考え方	基本指針を踏まえ設定。 ※平成 29 年度末時点における本市内の就労移行支援事業所は、平成 26 年度現在設置されている1事業所のみと見込む。当該事業所の就労移行率は、過去の実績から今後も引き続き3割以上で推移すると見込まれる。よって、平成 29 年度末における就労移行率が3割以上の事業所は 100.0%と設定。

目標達成に向けた取り組み

- 就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う事業所の設置について支援を行い、サービスの基盤整備に努めます。
- 公共職業安定所や事業所と連携し、障害者トライアル雇用奨励金制度^{※2}等を活用し、本格的な雇用に向けた支援を行います。
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金制度^{※3}の周知を図るとともに、積極的なジョブコーチの利用を推進し、職場への定着を支援します。
- サービス事業者・公共職業安定所・事業所、その他市内の福祉・労働・教育等の関係機関が連携した就労支援ネットワークを推進していきます。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者施設等における官公需の受注拡大を図ります。



※2 「障害者トライアル雇用奨励金制度」：就職が困難な障がいのある人を一定期間雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じ、障がいのある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度。

※3 「職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金制度」：就職または職場定着に課題を有する障がいのある人に対して、円滑に職場に適応できるように職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を行う社会福祉法人等および事業主に対して、その費用の一部を助成する制度。

3 障がい福祉サービス・相談支援

(1) 第3期計画の実績と課題

第3期計画の見込み量に対する実績と、関係者調査等に見る課題は以下のとおりです。

※平成26年度の実績については、11月末現在における見込み

《訪問系サービス》

単位：時間/月(月間の利用時間)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	見込み量(A)(時間/月)	1,296	1,361	1,429
	実績(B)(時間/月)	1,061	967	1,072
	達成率(B/A)(%)	81.9	71.1	75.0
重度訪問介護	見込み量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
同行援護	見込み量(A)(人/月)	8	9	10
	実績(B)(人/月)	5	7	10
	達成率(B/A)(%)	62.5	77.8	100.0
行動援護	見込み量(A)(人/月)	6	7	8
	実績(B)(人/月)	7	9	12
	達成率(B/A)(%)	116.7	128.6	150.0
重度障害者等包括支援	見込み量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0

【実績概要】

○計画期間を通じ、同行援護はほぼ見込みどおり、行動援護は見込みをやや上回る実績となっています。

【関係団体調査に見る課題】

○人材確保と、障がいに応じた支援のための質の向上を課題とする事業所が多い状況です。

《日中活動系サービス》

単位：人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	見込み量(A)(人日/月)	3,330	3,497	3,672
	実績(B)(人日/月)	4,240	4,472	4,514
	達成率(B/A)(%)	127.3	127.9	122.9
	見込み量(A)(人/月)	194	206	218
	実績(B)(人/月)	241	243	246
	達成率(B/A)(%)	124.2	118.0	112.8
自立訓練 (機能訓練)	見込み量(A)(人日/月)	20	20	20
	実績(B)(人日/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
	見込み量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込み量(A)(人日/月)	80	100	120
	実績(B)(人日/月)	93	95	78
	達成率(B/A)(%)	116.3	95.0	65.0
	見込み量(A)(人/月)	4	5	6
	実績(B)(人/月)	8	8	8
宿泊型自立訓練	見込み量(A)(人日/月)	0	0	0
	実績(B)(人日/月)	52	27	15
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
	見込み量(A)(人/月)	0	0	0
	実績(B)(人/月)	2	1	1
就労移行支援	見込み量(A)(人日/月)	540	555	570
	実績(B)(人日/月)	203	194	229
	達成率(B/A)(%)	37.6	35.0	40.2
	見込み量(A)(人/月)	36	37	38
	実績(B)(人/月)	13	9	8
就労継続支援(A型)	見込み量(A)(人日/月)	420	480	540
	実績(B)(人日/月)	404	875	946
	達成率(B/A)(%)	96.2	182.3	175.2
	見込み量(A)(人/月)	21	24	27
	実績(B)(人/月)	19	42	47
就労継続支援(B型)	見込み量(A)(人日/月)	2,530	2,660	2,790
	実績(B)(人日/月)	2,771	2,765	2,839
	達成率(B/A)(%)	109.5	103.9	101.8
	見込み量(A)(人/月)	136	143	150
	実績(B)(人/月)	132	137	137
療養介護	見込み量(A)(人/月)	30	30	30
	実績(B)(人/月)	25	25	25
	達成率(B/A)(%)	83.3	83.3	83.3

単位: 人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	見込み量(A)(人日/月)	210	210	210
	実績(B)(人日/月)	188	241	243
	うち福祉型	107	133	126
	うち医療型	81	108	117
	達成率(B/A)(%)	89.5	114.8	115.7
	見込み量(A)(人/月)	21	21	21
	実績(B)(人/月)	24	31	36
	うち福祉型	11	17	22
	うち医療型	13	14	14
	達成率(B/A)(%)	114.3	147.6	171.4

[実績概要]

○生活介護、自立訓練、短期入所は、計画期間を通じ、見込みを上回る実績となっています。療養介護は見込みをやや下回る実績となっています。

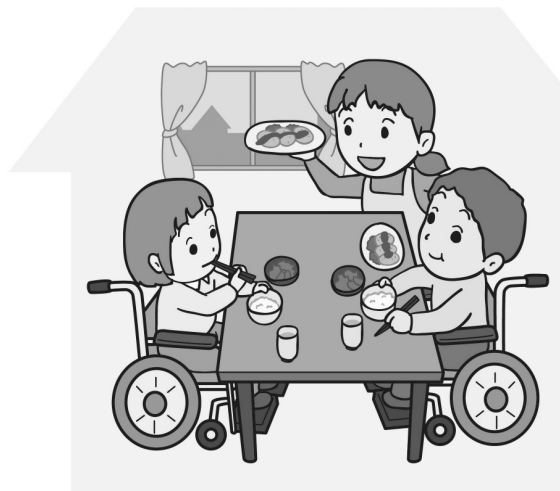
○就労移行支援は、見込みの半数に達しない実績となっています。一方、就労継続支援（A型）は見込みを大きく上回る実績となっています。就労継続支援（B型）は見込みに近い実績となっています。

[関係団体調査にみる課題]

○生活介護については、有資格者を含む人材不足を課題とする事業所が多い状況です。

○就労移行支援や就労継続支援では、利用者の確保、受託事業の確保、スタッフの人材育成などのほか、発達障がいのある人への支援を課題とする声があります。

○短期入所については、定員数やスタッフ数が限られているため利用希望をかなえきれないこと、緊急一時保護の体制づくりなどが事業所の課題として上げられています。



《居住系サービス》

単位: 人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助・ 共同生活介護	見込み量(A)(人/月)	123	130	137
	実績(B)(人/月)	92	97	103
	達成率(B/A)(%)	74.8	74.6	75.2
施設入所支援	見込み量(A)(人/月)	99	97	94
	実績(B)(人/月)	101	102	101
	達成率(B/A)(%)	102.0	105.2	107.4

【実績概要】

- 共同生活援助・共同生活介護は、計画期間を通じ、見込みを下回る実績となっています。
- 施設入所支援は、計画期間を通じ、見込みをやや上回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 施設からの地域移行を進めるにあたっては、移行先となる受け皿の充実を指摘する意見が上がっています。
- 障がいのある人とその家族が高齢化している現状から、介護保険サービスへの円滑な移行についての取り組みの必要性を指摘する意見が上がっています。

《相談支援》

単位: 人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援 (計画相談支援)	見込み量(A)(人/月)	15	62	160
	実績(B)(人/月)	22	51	92
	達成率(B/A)(%)	146.7	82.3	57.5
相談支援 (地域移行支援)	見込み量(A)(人/月)	6	6	6
	実績(B)(人/月)	3	3	3
	達成率(B/A)(%)	50.0	50.0	50.0
相談支援 (地域定着支援)	見込み量(A)(人/月)	3	4	3
	実績(B)(人/月)	5	11	12
	達成率(B/A)(%)	166.7	275.0	400.0

※相談支援(計画相談支援)は、計画作成時及びモニタリング時各回を含む

【実績概要】

- 平成 25 年度までの2か年を合計してみると、計画相談支援は概ね見込みどおり、地域移行支援は見込みをやや下回り、地域定着支援は見込みを上回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 計画相談支援については、相談支援専門員の不足を指摘する声が多く上がっています。

《障がい児支援》

単位: 人/月(月間の利用人数)

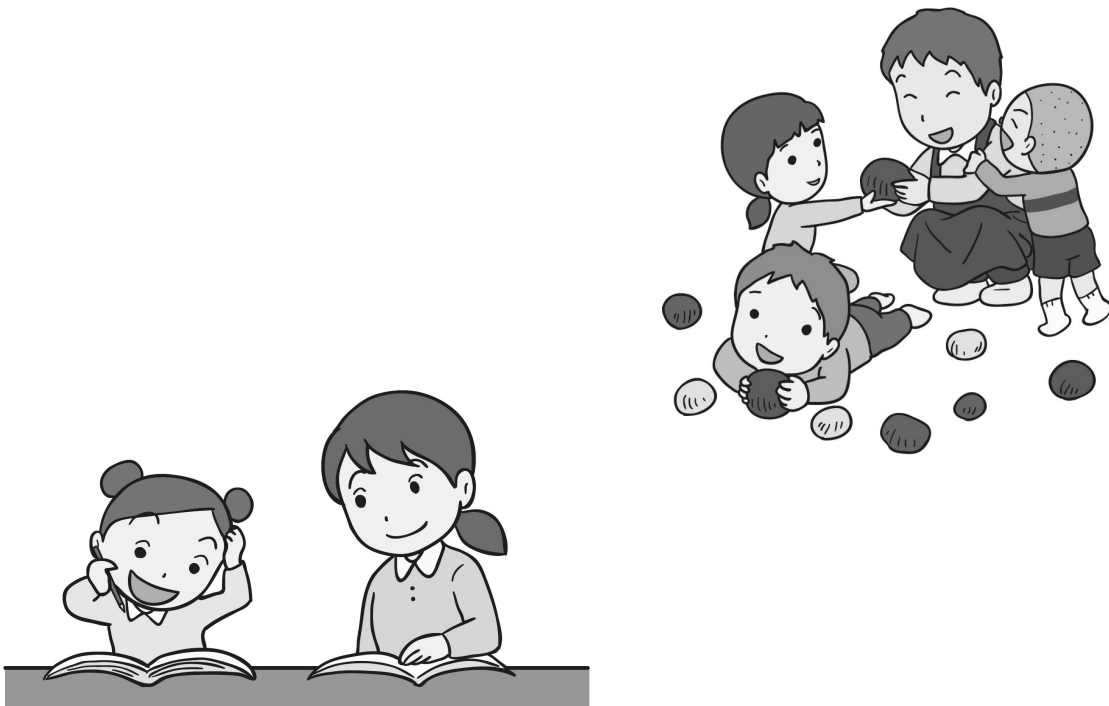
サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	実績(人/月)	14	21	18
児童デイサービス・ 放課後等デイサービス	実績(人/月)	11	1	3
障がい児相談支援	実績(人/月)	0	1	5

[実績概要]

○児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月から開始したサービスです。期間を通じ、一定程度の利用がみられます。

[関係団体調査にみる課題]

○事業所からは、児童に対するサービスの充実の必要性や、療育や相談ニーズの高まりに対する供給量の確保を課題とする意見が上がっています。



(2) 平成 29 年度までの実施サービスと見込み量

①訪問系サービス

サービス内容

◆居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行う「居宅介護」の量的・質的充実を図ります。

◆重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行う「重度訪問介護」の充実を図ります。

◆同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の移動中の介護を行う「同行援護」の充実を図ります。

◆行動援護

重度の知的障がいまたは重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や他害、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行う「行動援護」の充実を図ります。

◆重度障害者等包括支援

常時介護を要し、その必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供する「重度障害者等包括支援」についてはニーズの把握に努めながら、サービスの提供基盤整備を促進します。

サービス見込み量

単位：時間/月(月間の利用時間)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	1,844	2,005	2,183
	人/月	150	161	174

実施の方向性

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして、また地域移行を進める観点でも、その量と質の確保が重要です。

事業者への情報提供等により参入促進を図るほか、従事者に対する研修参加促進などにより、サービスの量と質の確保を図ります。

また、難病患者や高次脳機能障がいのある人の在宅生活について、国や県の施策動向を踏まえ、その支援の充実を図ります。

②日中活動系サービス

サービス内容

◆生活介護

昼間、障がい者支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供する「生活介護」の充実を図ります。

◆自立訓練

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の充実を図ります。

◆就労移行支援

一般就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行う「就労移行支援」の充実を図ります。

◆就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援A型」の充実を図ります。

◆就労継続支援B型

一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援B型」の充実を図ります。

◆療養介護

医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話をを行う「療養介護」の充実を図ります。

◆短期入所

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行う「短期入所」の充実を図ります。

サービス見込み量

単位：人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	4,649	4,789	4,933
	人/月	248	251	253
自立訓練(機能訓練)	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	121	121	121
	人/月	11	11	11
宿泊型自立訓練	人日/月	62	62	62
	人/月	2	2	2
就労移行支援	人日/月	277	335	405
	人/月	10	12	15
就労継続支援 A 型	人日/月	1,134	1,302	1,491
	人/月	54	62	71
就労継続支援 B 型	人日/月	3,024	3,171	3,339
	人/月	144	151	159
療養介護	人日/月	30	30	30
短期入所(福祉型)	人日/月	214	263	321
	人/月	28	35	43
短期入所(医療型)	人日/月	122	129	135
	人/月	14	14	14

実施の方向性

日中活動系サービスは、障がいのある人の現在の活動を支え、また将来の自立に向けた活動を支援するサービスであり、様々な障がい特性や状況に応じたサービスが提供できる体制が必要です。

特に、重度障がいのある人、医療的ケアの必要な人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人などの日中活動の場の確保と充実を図ります。

また、浜田圏域自立支援協議会により、特別支援学校を卒業した人の活動の場の確保に向けた調整、連携を図ります。

就労支援の取り組みについては、市内の事業所が有効に活用され、利用者の一般企業への就労や生産活動への従事に役立つよう、情報提供の充実に努めます。

短期入所の利用は増加が続くことが見込まれ、事業所の整備の促進を図ります。また重度障がいのある人等の受け入れ先の確保に努めるとともに、緊急一時保護等に対応できる体制の整備等について検討します。

③居住系サービス

サービス内容

◆共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助または食事や入浴、排せつの介護を行う「共同生活援助（グループホーム）」の充実を図ります。

◆施設入所支援

日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している人が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供する「施設入所支援」の充実を図ります。

サービス見込み量

単位：人／月（月間の利用人数）

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人／月	121	128	136
施設入所支援	人／月	100	98	96

実施の方向性

居住系サービスは、障がいのある人およびその家族の高齢化が進む中で、必要十分な量と質の確保が求められます。

共同生活援助（グループホーム）については、地域生活の場の確保のため、ニーズ把握に努めながら事業者の参入促進と整備支援を図ります。

施設入所支援については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるよう、既存施設を中心として必要な施設の確保に努めます。



④相談支援

サービス内容

◆計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する人のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や特別支援学校※4 卒業生等自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、また適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、計画を作成します。

◆地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援などを行い、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざす「地域移行支援」の充実を図ります。

◆地域相談支援（地域定着支援）

単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行い、障がいのある人の地域生活の継続をめざす「地域定着支援」の充実を図ります。

サービス見込み量

単位：人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	104	108	112
地域相談支援 （地域移行支援）	人/月	7	8	9
地域相談支援 （地域定着支援）	人/月	15	17	19

※計画相談支援は、計画作成時及びモニタリング時各回（モニタリング実施が見込まれるケースのみ）をそれぞれ1人と数えて推計

実施の方向性

相談支援は、すべての障がい福祉サービス利用者が利用するものであり、その内容は利用者の暮らしに大きくかかわるため、きめ細やかな配慮が求められます。

すべての対象者に対し、適切な相談支援を行えるよう、関係機関とともに相談支援専門員の確保に向けた検討を進めます。

また、利用者にとってわかりやすい相談体制づくりについて、浜田圏域自立支援協議会等の場を利用し、検討を進めます。

※4 「特別支援学校」：障がいのある児童・生徒等に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を習得することを目的とする学校のこと。

⑤障がい児支援

サービス内容

◆児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う「児童発達支援」の充実を図ります。

◆放課後等デイサービス

授業の終了後または学校休業日に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」の充実を図ります。

◆保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

◆障がい児相談支援

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

サービス見込み量

単位：人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日/月	44	46	48
	人/月	22	23	24
放課後等デイサービス	人日/月	48	60	72
	人/月	12	15	18
保育所等訪問支援	人日/月	0	4	8
	人/月	0	2	4
障がい児相談支援	人/月	18	24	29

実施の方向性

「児童福祉法」に基づくこれらの事業は、「子ども・子育て支援事業計画」の方針に則って実施します。

児童発達支援および放課後等デイサービスについては、利用者の増加が見込まれることから、そのニーズを見極めながら、適切な整備を図ります。

また、障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもが利用するものであり、その作成にあたってはきめ細やかな配慮が求められます。すべての対象者に対し、適切な相談支援を行える体制づくりを図ります。

4 地域生活支援事業

(1) 第3期計画の実績と課題

第3期計画の見込み量に対する実績と、関係者調査等に見る課題は以下のとおりです。

※平成26年度の実績については、11月末現在における見込み

《相談支援事業》

単位：か所

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい者相談支援事業	見込み量(A)(か所)	5	5	5
	実績(B)(か所)	4	4	4
	達成率(B/A)(%)	80.0	80.0	80.0
地域自立支援協議会	見込み量(A)(有無)	有	有	有
	実績(B)(有無)	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	見込み量(A)(有無)	無	無	無
	実績(B)(有無)	無	無	無

[実績概要]

○地域自立支援協議会の設置については見込みどおりの実績となっています。

[関係団体調査に見る課題]

○相談支援体制については、利用者側から見たわかりにくさを指摘する意見が多く、重層的な相談支援体制、ワンストップ相談支援体制などの検討の必要性が指摘されています。

《住宅入居等支援事業》

単位：回/月(月間の実施回数)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅入居等支援事業	見込み量(A)(回/月)	5	7	10
	実績(B)(回/月)	9	9	9
	達成率(B/A)(%)	180.0	128.6	90.0

[実績概要]

○事業発足後、一定程度の利用がみられます。

[関係団体調査に見る課題]

○事業者からは、専門的知識のあるマンパワーの確保のほか、公営住宅の入居要件に関する協議や、民間賃貸住宅の協力の促進が課題として上げられています。

《コミュニケーション支援事業》

※平成 25 年 4 月 1 日より、意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業へ制度移行

単位：人/年（年間の実利用人数）、回/月（月間の派遣回数）

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
研修実施か所数	見込み量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
研修参加者数	見込み量(A)(人/年)	20	20	20
	実績(B)(人/年)	11	12	12
	達成率(B/A)(%)	55.0	60.0	60.0
コミュニケーション支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣)	見込み量(A)(回/月)	17	19	21
	実績(B)(回/月)	25	21	21
	達成率(B/A)(%)	147.1	110.5	100.0

[実績概要]

○手話通訳者等の養成を行う研修の実施か所数は見込みどおり、参加者数は実績が見込みをやや下回っています。一方、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うコミュニケーション支援事業の利用は、実績が見込みを上回っています。

《日常生活用具給付等事業》

単位：件/年（年間の給付件数）

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	見込み量(A)(件/年)	2	2	2
	実績(B)(件/年)	5	1	3
	達成率(B/A)(%)	250.0	50.0	150.0
自立生活支援用具	見込み量(A)(件/年)	7	7	7
	実績(B)(件/年)	10	10	10
	達成率(B/A)(%)	142.9	142.9	142.9
在宅療養等支援用具	見込み量(A)(件/年)	17	17	17
	実績(B)(件/年)	10	8	9
	達成率(B/A)(%)	58.8	47.1	52.9
情報・意思疎通支援用具	見込み量(A)(件/年)	25	25	25
	実績(B)(件/年)	10	14	12
	達成率(B/A)(%)	40.0	56.0	48.0
排泄管理支援用具	見込み量(A)(件/年)	363	363	363
	実績(B)(件/年)	373	363	368
	達成率(B/A)(%)	102.8	100.0	101.4
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	見込み量(A)(件/年)	1	1	1
	実績(B)(件/年)	1	0	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	0.0	100.0

[実績概要]

○第 3 期期間中、すべての区分において利用がみられます。

《移動支援事業》

単位：人/年(年間の利用人数)、時間/年(年間の利用時間)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	見込み量(A)(か所)	11	12	13
	実績(B)(か所)	14	13	14
	達成率(B/A)(%)	127.3	108.3	107.7
	見込み量(A)(人/年)	79	81	83
	実績(B)(人/年)	80	91	94
	達成率(B/A)(%)	101.3	112.3	113.3
	見込み量(A)(時間/年)	3,541	3,631	3,721
	実績(B)(時間/年)	3,513	3,276	3,518
	達成率(B/A)(%)	99.2	90.2	94.5

【実績概要】

○第3期期間中、利用者数では見込みを上回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

○事業所からは、人材確保の難しさ等が課題に上げられています。

《地域活動支援センター事業》

単位：か所

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業	見込み量(A)(か所)	5	5	5
	実績(B)(か所)	5	5	5
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
うち機能強化事業	見込み量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○第3期期間中の基礎的事業の実施か所は5か所となっています。

【関係団体調査にみる課題】

○事業所からは、人材確保や資金の確保の難しさ等が課題に上げられています。また、介護保険サービスを利用できない高齢の障がいのある人に対するサービスの在り方の検討の必要性が指摘されています。

《日中一時支援事業》

単位：人/年(年間の利用人数)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	見込み量(A)(か所)	10	10	10
	実績(B)(か所)	12	9	10
	達成率(B/A)(%)	120.0	90.0	100.0
	見込み量(A)(人/年)	14	15	15
	実績(B)(人/年)	28	25	27
	達成率(B/A)(%)	200.0	166.7	180.0

[実績概要]

○第3期期間中は、見込みを上回る実績となっています。

[関係団体調査にみる課題]

○事業所からは、土日や長期休暇中を中心とした人材確保や緊急利用できる体制づくりが課題として上げられています。

《社会参加促進事業》

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	○特別支援学級スキー教室 1回 185名参加 ○スケート教室 12回 ○軽スポーツ大会 1回 59名参加 ○水泳教室 48回 のべ 329名参加 ○音楽セラピー 12回 のべ 126人参加	○特別支援学級スキー教室 1回 200名参加 ○スケート教室 12回 のべ 67名参加 ○軽スポーツ大会 2回 のべ 113名参加 ○水泳教室 48回 のべ 280名参加 ○音楽セラピー 12回 のべ 124人参加	○特別支援学級スキー教室 1回実施予定 ○スケート教室 12回実施予定 ○軽スポーツ大会 2回実施予定 ○水泳教室 48回実施予定 ○音楽セラピー 12回実施予定
点字・声の広報等発行事業	○広報等点訳 10回 のべ 26人利用	○広報等点訳 18回 のべ 26人利用	○広報等点訳 18回実施予定
自動車運転免許取得・改造助成事業	○改造助成 2件	○改造助成 3件	○改造助成 見込み3件
生活訓練事業	○料理教室 全 22回 のべ 197名利用	○料理教室 全 22回 のべ 149名利用	○料理教室 全 22回実施予定
その他社会参加促進事業	○研修旅行 1回 ○自動車改造費用助成 1件 ○移動補助用具補助金交付 事業 1件	○研修旅行 1回 176名参加 ○自動車改造費用助成 2件	○研修旅行 1回実施予定 ○自動車改造費用助成 見込み2件

《成年後見制度利用支援事業》

単位：人/年(年間の利用人数)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
成年後見制度利用支援事業	見込み量(A)(人/年)	2	3	5
	実績(B)(人/年)	3	3	5
	達成率(B/A)(%)	150.0	100.0	100.0

[実績概要]

○平成 24 年度・25 年度においては、ほぼ見込みどおりの実績となっています。

[関係団体調査にみる課題]

○事業所からも、成年後見制度の利用支援の充実を指摘する意見が上がっています。

(2) 平成 29 年度までの実施事業と見込み量

①相談支援事業

サービス内容

相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング^{※5}、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。

サービス見込み量

単位：か所

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	5	5
	地域自立支援協議会	有無	有	有
基幹相談支援センター設置事業		か所	1	1

実施の方向性

利用者にとってわかりやすい相談体制づくりについて、浜田圏域自立支援協議会等の場を利用し、検討を進めます。

②住宅入居等支援事業

サービス内容

施設や病院などから賃貸契約による一般賃貸住宅や公営住宅への入居を希望しているが、様々な理由で入居が困難な状況にある人たちの入居および入居後に必要な支援を行います。

サービス見込み量

単位：回/月（月間の実施回数）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅入居等支援事業 （相談支援）	回/月	3	4	5

実施の方向性

公営住宅および民間賃貸住宅それぞれについて、より入居の可能性を広げられるよう、関係機関の連携体制づくりと諸要件の整備を図ります。

※5 「ピアカウンセリング」：障がいのある人が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていくこと。

③意思疎通支援事業

※平成 25 年 4 月 1 日より、コミュニケーション支援事業から制度移行

サービス内容

意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者^{※6}を派遣する事業や、手話通訳を設置する事業、点訳等による支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。

サービス見込み量

単位：回/月(月間の派遣回数)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業	回/月	25	25	25

実施の方向性

手話・要約筆記・点訳等による意思疎通の支援の充実のため、引き続き事業を推進します。

④手話奉仕員養成研修事業

※平成 25 年 4 月 1 日より、コミュニケーション支援事業から制度移行

サービス内容

意思疎通支援等を円滑に実施するため、手話奉仕員を養成するための研修等を行い、人材の確保を図ります。

サービス見込み量

単位：か所、人/年(年間の実利用人数)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
研修実施見込みか所数	か所	1	1	1
研修参加見込み者数	人/年	20	20	20

実施の方向性

日常会話程度の手話ができる人材の確保・充実のため、引き続き事業を推進します。

※6 「要約筆記者」：聴覚障がいのある人へ、話している内容を要約し、文字として伝えることに従事する通訳者のこと。

⑤日常生活用具給付等事業

サービス内容

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付または貸与し、自立した生活を促進します。

サービス見込み量

単位：件/年（年間の給付件数）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	20	20	20
排泄管理支援用具	件/年	373	373	373
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	1	1	1

実施の方向性

ニーズの把握に努め、必要に応じ対象種目の充実を図ります。

⑥移動支援事業

サービス内容

屋外での移動が困難な人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。

サービス見込み量

単位：か所、人/年（年間の利用人数）、時間/年（年間の利用時間）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込みか所数	か所	14	14	14
利用見込み者数	人/年	97	104	111
延べ利用見込み時間数	時間/年	3,759	4,022	4,304

実施の方向性

今後もニーズが増加することが見込まれ、事業者への情報提供等により参入促進を図るほか、従事者に対する研修参加促進などにより、サービスの量と質の確保を図ります。

⑦地域活動支援センター事業

サービス内容

地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

併せて、地域活動支援センターの機能強化を促進し、障がいのある人の地域における生活支援の促進を図ります。

サービス見込み量

単位：か所

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業	か所	5	5	5
うち機能強化事業	か所	1	1	1

実施の方向性

障がいの特性や状況にあった活動の場として、また地域における生活支援を担う機関として、引き続き事業を推進します。

⑧日中一時支援事業

サービス内容

日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に、日中における活動の場を提供します。

サービス見込み量

単位：か所、人/年(年間の利用人数)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込みか所数	か所	12	12	12
利用見込み者数	人/年	28	28	28

実施の方向性

土日や長期休暇、また緊急利用に関するニーズの把握に努めながら事業を推進します。

⑨社会参加促進事業

サービス内容

障がいのある人の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- 点字・声の広報等発行事業
- 自動車運転免許取得・改造助成事業
- 芸術・文化講座開催等事業
- 生活訓練事業
- その他社会参加促進事業

実施の方向性

毎年度において事業の実施状況を確認し、必要とされる支援の適切な提供を図ります。

⑩成年後見制度利用支援事業

サービス内容

精神・知的障がい等により、自分で十分判断できない人の財産管理やサービス契約等について、後見人^{※7}等の援助が受けられるよう支援します。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用および後見人等への報酬の助成を行います。

サービス見込み量

単位：人/年（年間の利用人数）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数	人/年	5	6	6

実施の方向性

潜在的な利用ニーズは高いと考えられることから、事業の周知に努めます。

※7 「後見人」：認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する人のこと。

5 サービス見込み量確保と相談支援体制の強化

(1) 業者への参入促進

障がい福祉サービスや相談支援事業、移動支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

地域活動支援センター等の既存施設に対して、各事業者や利用者の意向を尊重しながら、新体系への円滑な移行を促進するための必要な支援を行います。

(2) 人材の育成と資質向上の推進

人材不足の解消に向け、市民の障がい理解や福祉職への関心向上に向けた広報・啓発に努めます。

障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるように、県と連携して障害支援区分認定調査員^{※8}や相談支援従事者等、サービスを提供する人やこれらの人に必要な指導を行う人材の育成や、研修等による質の向上を図ります。

(3) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・機能強化に向け、各相談支援機関の連携を図るとともに相談支援専門員の確保を図り、そのスキルアップを促進します。

また、浜田圏域自立支援協議会により、障がいのある人の地域生活における課題やニーズ等を把握し、関係機関での情報共有や連携を図るとともに、社会資源の有効活用や開拓等の提言などを行います。さらに、利用者にとってわかりやすい相談支援体制づくりについて検討を進めます。

(4) 障がいのある人に対する虐待の防止

浜田圏域自立支援協議会を活用して、関係団体・機関や専門機関との連携を強化し、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合の虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応、再発防止ができる体制づくりを推進します。

また、市民の虐待に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るよう、関係機関とも連携して広報・啓発を推進します。

※8 「障害支援区分認定調査員」：「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人等に必要な支援の度合いを統一の基準で算定し、「非該当」「区分1」から「区分6」まで7段階の区分に認定調査をする調査員のこと。

第3章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

「障害者総合支援法」において、本計画に定める事項について定期的に調査・分析・評価を行い、必要に応じ計画変更等の措置を取ること（PDCA サイクル^{※9}）とされています。

本市においては、各事業の進捗状況および数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回以上、浜田市保健医療福祉協議会から点検・評価を受けます。

さらに、必要に応じて障がい者福祉専門部会・浜田圏域自立支援協議会においても協議・検討し、各種施策の実施状況の把握・点検を行います。

また、障がい者施策の一層の充実に向けて、制度運用等における課題や問題点等の改善について国や県へ要望していきます。

2 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が大変重要です。障がいのある人一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するため、障がい者福祉に関係するボランティア団体の育成に努めると、障がいのある人と共に暮らすことを念頭においた地域住民のネットワークの形成を図ります。市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携する施策推進体制をめざします。

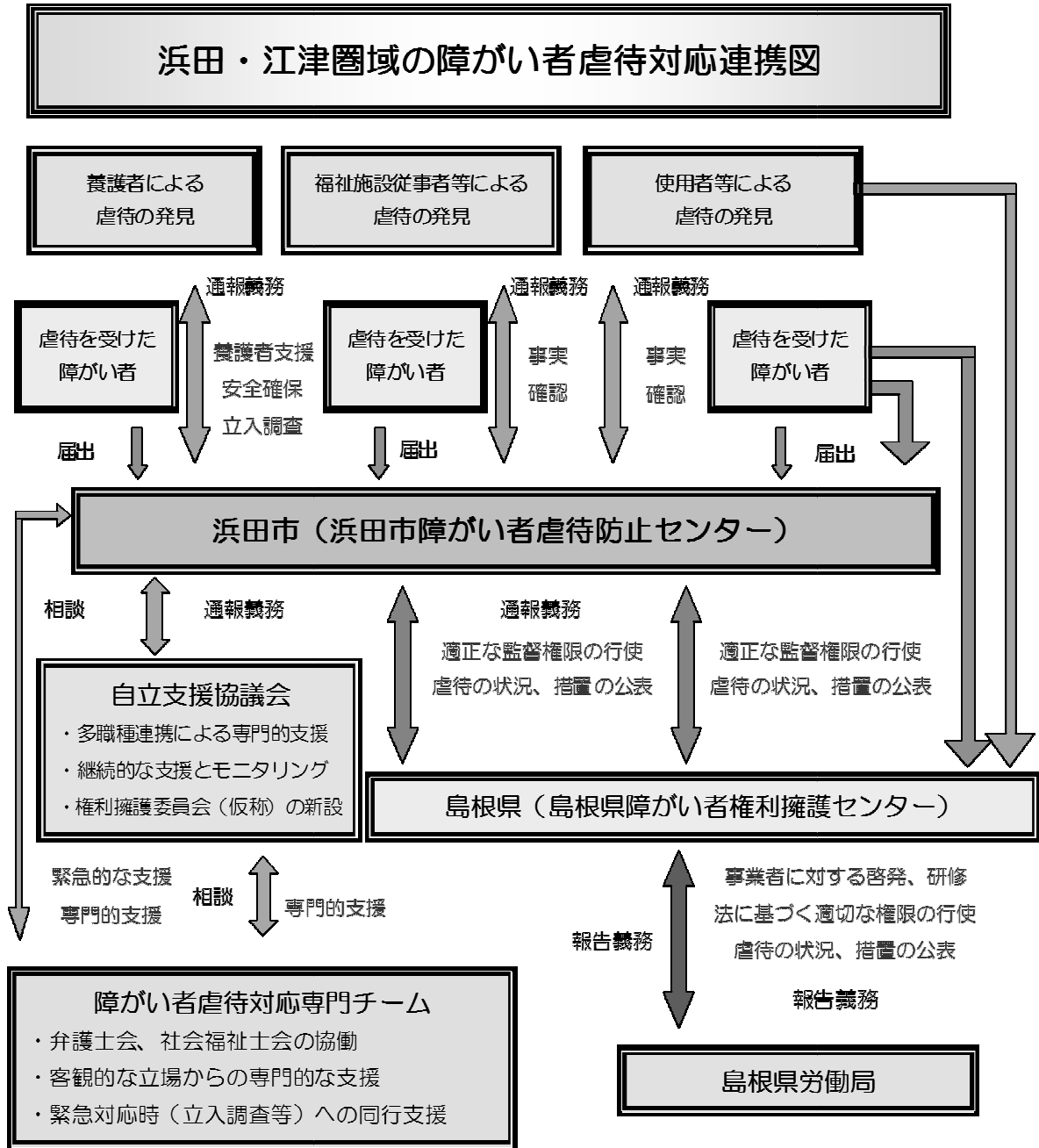
3 関係機関の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局、福祉サービス事業所等の支援者の連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。学校卒業時・65歳到達時などの節目において、適切な支援を切れ目なく受けられる体制づくりなど、具体的なテーマをもった検討の機会を充実します。

※9「PDCA サイクル」:品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

第4章 資料編

1 浜田・江津圏域の障がい者虐待対応連携図



2 浜田圏域自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田圏域(浜田市、江津市)における障がい者の地域生活を支援するため、関係者による連携を図ると共に、支援の体制に関する協議を行うことを目的として、浜田市及び江津市が共同で浜田圏域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関の連携体制の構築等に関すること。
- (4) その他障がい者福祉の社会資源の改善及び開発に関すること。

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、25人以内の委員で構成し、次に掲げる者の中から事務局を所掌する市の長が委嘱する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 地域における権利擁護又は相談支援事業を担う関係者
- (3) 障がい当事者・団体の代表者又はその家族
- (4) 福祉サービス事業者、保健・医療、教育、就労、高齢者介護等の関係機関
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員の欠けた場合における後任の委員は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、障がい者福祉の個別の対応又はシステムづくり等に関して、必要な事項を調査・協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会から付託された事項等について調査研究し、協議会に報告する。
- 3 部会の委員は、第3条に定める構成員のほか、必要に応じて会長が指名する者とする。

4 第3条第2項及び前2条の規定は、部会において準用する。この場合において、「委員」とあるのは「部会員」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び部会員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、当該自立支援協議会事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

2 事務局は、浜田市に置くものとする。ただし、協議会の運営を相談支援事業所に委託できるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成17年12月22日

規則第241号

改正 平成20年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平20規則5・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(平成27年3月現在)

No.	関係団体	職名等	氏名	備考
1	浜田市医師会	会長	沖田 旺治	
2	浜田市社会福祉協議会	会長	大谷 克雄	副会長
3	島根県立大学	教授	川中 淳子	
4	リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
5	那賀郡医師会	会長	寺井 勇	
6	浜田歯科医師会	会長	田中 雅彦	
7	浜田市薬剤師会	顧問	川神 裕司	
8	浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
9	浜田市民生児童委員協議会	会長	木村 豪成	会長
10	浜田市保育連盟	会長	平野 光徳	
11	浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
12	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	舩附 克己	
13	浜田保健所	所長	中本 稔	
14	浜田警察署	署長	村上 紀明	
15	浜田児童相談所	所長	宮廻 陽吉	
16	浜田市校長会	会長	堀口 秀樹	
17	浜田自治区地域協議会	会長	佐々木 正和	
18	金城自治区地域協議会	会長	永見 利久	
19	旭自治区地域協議会	委員	馬場 真由美	
20	弥栄自治区地域協議会	委員	賀戸 ひとみ	
21	三隅自治区地域協議会	委員	長尾 百合	

5 障がい者福祉専門部会委員名簿

(平成27年3月現在)

No.	関係団体	職名等	氏名	備考
1	浜田市身体障害者福祉協会	会長	西田 正行	部会長
2	浜田市手をつなぐ育成会	副会長	小田 紀代美	
3	西川病院家族会 いわみ会	会長	濱田 豊	
4	浜田市ミ二療育風の子運営委員会	運営委員長	白川 英代	
5	西川病院	医療相談室長	山本 直紀	
6	浜田公共職業安定所（ハローワーク）	統括職業指導官	藤原 健次	
7	浜田障害者就業・生活支援センター	就労支援ワーカー	浜村 洋介	
8	島根県立浜田養護学校	進路支援センター長	大濱 浩子	
9	島根県浜田保健所	健康増進課長	今田 久仁子	
10	浜田児童相談所	判定保護課長	岩谷 宏一	
11	浜田市社会福祉協議会	地域福祉課長	服部 浩明	
12	島根県西部視聴覚障害者情報センター	業務調整監	和田 尚	
13	地域生活支援センター らいふ	所長	山崎 幸史	副陪陰長
14	相談支援事業所 ぴゅあサポート	管理者	勝田 淑子	
15	地域活動支援センター 浜っ子作業所	所長	沖田 和美	

浜田市障がい福祉計画（第4期）

（平成27年度～29年度計画）

発行年月：平成27年3月

発行・編集：浜田市役所 高齢障がい課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

T e l : 0 8 5 5 - 2 5 - 9 3 2 2

F a x : 0 8 5 5 - 2 3 - 4 9 2 2